

福島県と日本電気株式会社との包括的な連携に関する協定

福島県（以下「甲」という。）と日本電気株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、地域の様々な課題に迅速かつ的確に対応し、甲におけるデジタル変革の推進や県産品の振興及び風評払拭・風化防止などを図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して甲における次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) デジタル変革（DX）の推進に関すること
- (2) 県産品の振興及び風評払拭・風化防止に関すること
- (3) 次世代育成の支援に関すること
- (4) ワークーションの推進に関すること
- (5) その他、地域の活性化等に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとし、乙は、必要に応じて、乙の子会社（自己がその議決権付株式の過半数を直接または間接に保有する会社をいう。）を当該取組に参加させ、又は当該取組に係る業務を委託することできる。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、1か月前の書面による相手方への通知により、いつでも本協定を解除することができる。

3 前二項の定めにかかわらず、第5条の規定は本協定の終了後3年間、第6条、第7条の規定は、本協定の終了後も有效に存続する。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 本協定において秘密情報とは、本協定有効期間中、本協定に関連して甲及び乙が相手方から開示を受ける技術上又は営業上の情報であって次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物又は電子データにより開示される情報。

(2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後30日以内に、当該情報の内容を書面にし、又は電子データとして記録し、かつ、当該書面又は電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明する情報については、本協定における秘密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 開示の時に、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報。
- (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報。
- (3) 被開示者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報。
- (4) 被開示者が独自に開発した情報。

3 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本協定に関して知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとし、また、第2条に定める連携事項の履行以外の目的でこれを使用しないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、第2条に定める連携事項の履行のために合理的に必要な範囲内で乙の子会社に秘密情報を開示できるものとする。

（知的財産権等の扱い）

第6条 本協定は、甲又は乙が従前から保有している特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びノウハウ（特許、実用新案、意匠登録を受ける権利を含み、以下「既存知的財産権等」という。）の帰属に何ら影響を与えるものではなく、既存知的財産権等は各当事者に留保されるものとする。

2 本協定の過程で生じた発明、考案、意匠、著作物及びノウハウ（以下「発明等」という。）は、甲又は乙が単独で発明等をなした場合は当該発明等をなした甲又は乙の単独所有とし、甲及び乙が共同で発明等をなした場合はそれぞれの貢献度に応じた持分で甲及び乙の共有とする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月21日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事

内閣総理大臣

乙：東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

執行役 Corporate EVP

内閣総理大臣